

はり・きゅう・
マッサージの
かかり方

単に疲労回復や癒し目的、 疾病予防のためのマッサージで 健康保険は使えません！

- ▶はり・きゅう・マッサージの施術は、医師が認めた場合に限り健康保険が使えます。
- ▶はじめて施術を受けるときは、医師の「同意書」または「診断書」が必要です。
- ▶施術開始後も 6カ月に一度、必ず医師の再同意が必要です。

はり・
きゅう

健康保険が**使える**ケース

慢性病であって、医師による適当な治療手段がない
次の6つの病気に対する施術のみです。



神経痛

リウマチ

けいわん
頸腕症候群

五十肩

腰痛症

けいついねんざ
頸椎捻挫
後遺症

※これらに類似する疾患で、慢性的な疼痛を伴うものも認められる場合があります。



施術費用は全額
立替払い方式です

- ◆施術費用は、患者がいったん窓口で全額を支払います。その後、健保組合所定の「療養費支給請求書」に、施術所から施術内容や費用について証明を受けた「療養費支給申請書」並びに「領収書」を、被保険者が健保組合に提出し、支給決定されたものについて、健保負担分が支給されます。

マッサージ

健康保険が**使える**ケース

一律に診断名によることなく、次の症状がみられる場合のみです。



きん ま ひ
筋麻痺

(筋肉が麻痺して自由に動けない)

かんせつこうしゃく
関節拘縮

(関節が硬くて動きが悪い)

などの症状



- ※施術所が交付(証明)する「療養費支給申請書」は、施術所が記載した施術内容などに間違いが無いが、よく確認してから署名または捺印してください。

注意点



病院との重複受診について

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。マッサージも同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合は対象外となります。



おうち療 往療について

最近、患者の自宅の治療する「往療」が増えています。健康保険における往療は次の場合に限り認められています。**「歩行困難など、真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合」**

健康保険組合
からのお願い

接骨院・整骨院やはり・きゅう、マッサージの施術による療養費は年々増加し、健保財政を圧迫しています。これらの施術で健康保険が使えるケースは限られており、対象となるケガや病気の種類、症状などが厳格に定められています。健康保険が使える条件や、かかるときの注意点をよく理解したうえで、適切な受診にご理解・ご協力をお願いいたします。